

厚木市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部改正の概要について

1 改正理由及び内容について

(1) 独自利用事務で利用する特定個人情報の規定について

ア 理由

本市が他の行政機関や自治体と情報連携を行うに当たり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）別表第二において、マイナンバー利用事務の特定個人情報等が規定されておりましたが、番号法の一部を改正する法律が、令和6年5月27日に施行されたことに伴い、別表第二が廃止されるとともに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年デジタル庁・総務省令第9号）に特定個人情報等が定められたことから、厚木市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例（以下、「番号条例」という。）に定める独自利用事務の特定個人情報についても、番号条例施行規則に定めるよう改正を行うものです。

イ 内容

番号条例別表(第3条関係)から特定個人情報の欄を削除します。

(2) 住登外宛名番号に係る改正について

ア 理由

本市では、住民情報を取り扱う業務において、氏名や住所等の情報を一元管理する宛名管理システムを導入していますが、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づく標準化基準に適合する基幹業務システム（標準準拠システム）への移行に当たり、共通機能標準仕様書に定める機能として、宛名管理システムに住登外者宛名番号管理機能の実装を予定しています。住登外者宛名番号管理機能は、地方公共団体内で住登外者を一意に特定する住登外者宛名番号を付番・管理することを目的とする機能で、本機能を実装する場合には、住登外者宛名番号管理事務を独自利用事務として位置付ける条例改正が必要である旨、国から地方自治法に基づく技術的助言がありました。

本市においても本機能の実装を予定していることから、番号条例の一部を改正するものです。

イ 内容

番号条例別表(第3条関係)に住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務を規定するとともに、住登外宛名番号機能を独自利用事務以外の法定事務にも利用できるよう規定します。

(3) 外国人の生活保護に係る改正について

ア 理由

番号法等の一部を改正する法律の施行に伴い、番号法第9条第1項に準法定事務が規定されました。

本市においては、番号条例に独自利用事務として「外国人に対する生活保護の措置に関する事務」を規定していたことから、準法定事務と重複する独自利用事務を削除するものです。

イ 内容

番号条例別表(第3条関係)から、外国人に対する生活保護の措置に関する事務を削除します。

2 市民参加手続について

市民参加条例第6条第7項第4号に基づき、事務の性質上、実施機関内部の事務であり、実施機関の責任と意思で決定すべき事項であることから、市民参加手続は省略します。

3 条例施行日

(1) 独自利用事務で利用する特定個人情報の規定について

公布日

(2) 住登外宛名番号に係る改正について

令和8年1月5日

(3) 外国人の生活保護に係る改正について

令和8年3月1日

住登外者宛名番号管理機能について

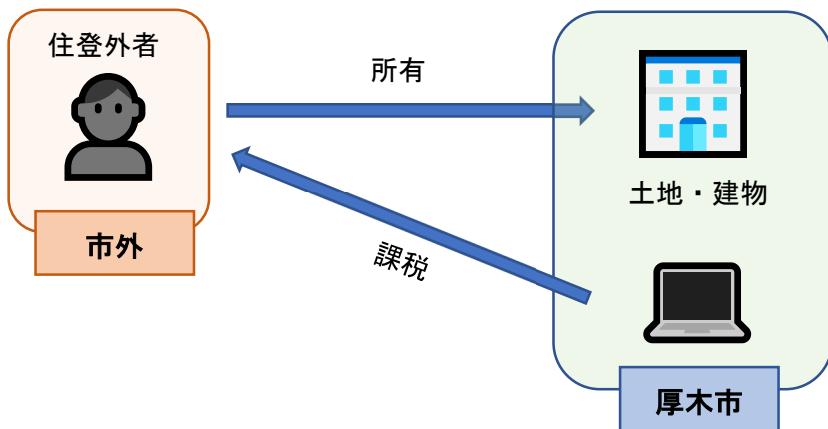
1 宛名番号とは

自治体内において、個人を一意に識別する番号です。

2 住登外者とは

本市の住民基本台帳に登録されていない者で、行政サービス上、記録しておく必要がある個人のことといいます。

例えば、市外に在住をしている者が、本市に不動産を所有しており、本市が固定資産税を課税する場合に住登外者として管理しています。

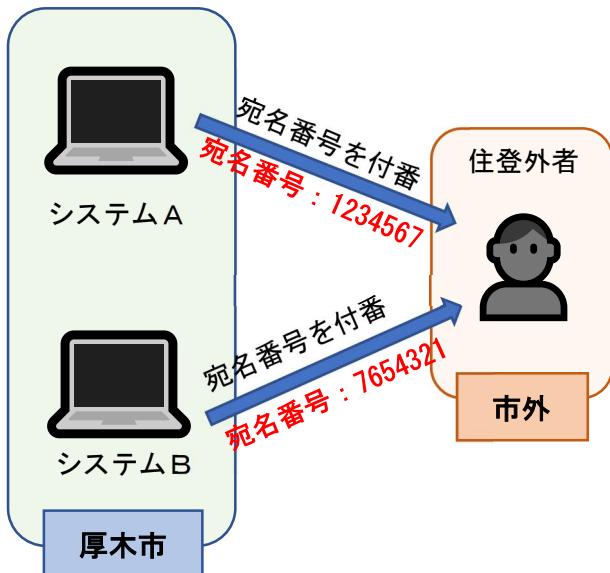


3 住登外者宛名番号管理機能の概要

現在は、システムごとに宛名番号を付番、管理していますが、改正後は住登外者宛名番号管理機能により宛名番号を統一し、個人番号を含めて管理できるようになります。

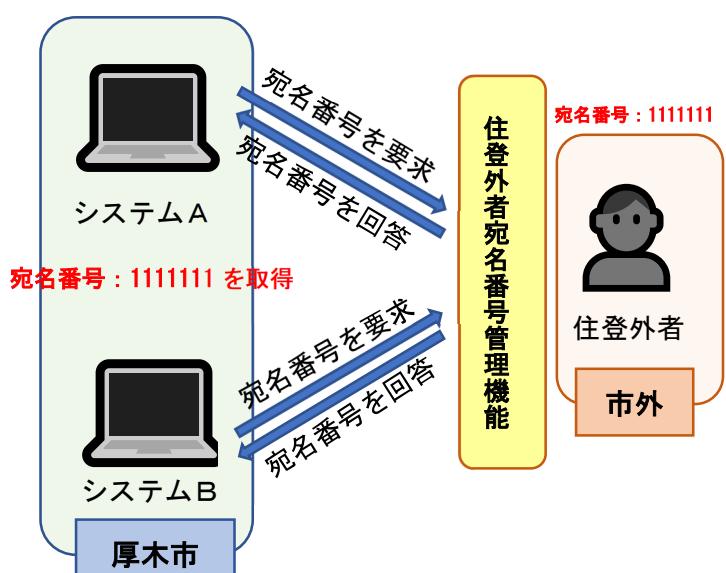
現在：システムごとに宛名番号を付番

※同一人物に複数の宛名番号を付番する可能性



システムによって
宛名番号が異なる

改正後：住登外者宛名番号管理機能が自治体内の一意の宛名番号を付番



宛名番号を統一できる